

神奈川県立青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第16号

神奈川県立青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県立青少年センター条例施行規則（昭和39年神奈川県規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表中「、フラッドライト」を削り、「ビームスポットライト」を「パーライト」に、

「

カラーチェンジャーシステム	同	620円
---------------	---	------

を

」

「

LEDパーライト	同	300円
LEDスポットライトエリプソイダル	同	400円
LEDムービングライト	同	1,300円

に、「フォロー

」

スポットライト」を「LEDフォロースポットライト」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。